

横浜市小学校教育研究会規約

第1章 名称および会員

- 第1条 本会は横浜市小学校教育研究会（略称、市小教研）という。
第2条 本会の事務局は、会長在任校に置く。
第3条 本会は、原則として横浜市立小学校教職員をもって組織する。

第2章 目的および事業

- 第4条 本会は、小学校における「各教科・道徳・特別活動並びに総合的な学習の時間・その他」の指導計画、指導法に関する研究、調査並びに研修を行い、小学校教育の振興と充実を図ることを目的とする。
第5条 本会の目的を達成するために、次の事業、連絡等を行う。
（1）研究大会 （2）研修と研究調査 （3）研究成果の刊行（会報・市小教研だより等）
（4）他の研究団体（横浜市立中学校教育研究会、神奈川県小学校教育研究会、関東地区小中学校教育研究会連絡協議会及び、横浜市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各校長会）との連携。

第3章 組織

- 第6条 本会には、次の研究部（会）を設け、各部会に部（会）長を置く。
（1）国語科研究部会 （2）社会科研究部会 （3）算数科研究部会 （4）理科研究部会 （5）生活科・総合的な学習の時間研究部会 （6）音楽科研究部会 （7）図画工作科研究部会 （8）家庭科研究部会 （9）体育科研究部会 （10）道徳教育研究部会 （11）特別活動研究部会 （12）情報教育研究部会 （13）学校図書館研究部会 （14）学校行事研究部会 （15）学校食育研究部会 （16）養護研究部会 （17）学校事務研究部会 （18）特別支援教育研究部会 （19）栄養教諭・学校栄養職員研究部会 （20）外国語・外国語活動研究部会
第7条 本会には、各区に区小学校教育研究会を設け、会長を置き、部会組織等は、原則として市教科等研究部（会）組織に準じる。

第4章 役員・会計監査および顧問・相談役

- 第8条 本会には、次の役員を置き、総会で選出する。任期は1年として、再任を妨げない。
（1）会長1名 （2）副会長4名 （3）総務3名 （4）庶務会計4名
ただし、神奈川県小学校教育研究会との関わりで、役員派遣等が例年より多い場合は若干名を増やすことができる。
第9条 本会には、会計監査2名を置き、総会で選出する。任期は1年として再任を妨げない。
第10条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
（1）会長は本会を代表し、会務を総括する。（2）副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
（3）総務は会務を計画し、処理する。（4）庶務会計は会務を処理し、庶務、会計事務を行う。
第11条 役員・会計監査の選出手続きは次のように行う。
（1）指名委員会は役員・会計監査・顧問より1名、市教科等研究部（会）長より輪番で各2名、区小学校教育研究会会長より輪番で2名の計5名で組織し、互選により役員指名委員長を選出する。
（2）指名委員会は本人の承諾を得て、次期役員候補者並びに会計監査候補者を指名する。なお、指名委員長、指名委員は役員に選出されない。
（3）指名委員長は次期候補者を公示し、本会の3月総会において承認を得る。ただし、年度当初または年度途中で欠員が生じた場合は、上記（1）（2）に沿って役員指名委員会を組織、不足分の候補を指名し、総会または臨時総会（役員・部長・区会長会をあてる）において承認選出することができる。
第12条 本会には、次の規定に従って、顧問・相談役をおくことができる。
（1）顧問は横浜市小学校教育研究会長を退任した現職校長とする。
（2）相談役は有識者から役員会でこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。任期を1年とし再任を妨げない。
（3）顧問・相談役は、本会の活動について指導助言を行う。

第5章 総会、役員会、役員・部（会）長会、役員・区会長会、役員・部（会）長・区会長会

- 第13条 本会の総会は役員、会計監査、市教科等研究部（会）長、区小学校教育研究会長をもって構成する。
第14条 本会は年2回の定期総会、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は次のことを行う。
（1）役員選出に関すること （2）予算、決算の承認に関すること （3）事業計画の審議と承認に関すること （4）規約改正に関すること （5）その他
第15条 本会の総会は構成員の過半数以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
第16条 役員会は会長の招集により、原則として月1回、また、必要に応じて開催するものとする。
第17条 役員会は第8条により構成し、次のことを行う。
（1）総会に提案する議案の作成 （2）本会の目的達成のための必要な事業の執行 （3）市教科等研究部会、区小学校教育研究会の研究活動により委任された事業の推進 （4）市教育委員会、各種研究団体との連絡調整 （5）教科等研究部会、区小学校教育研究会への連絡、調整、助言
第18条 必要に応じて、会長は役員・部（会）長会、役員・区会長会、役員・部（会）長・区会長会を開くことができる。

第6章 会計

- 第19条 本会の経費は、次の諸収入をもって、これにあてる。
（1）会費（金額は別に定める） （2）助成金
第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 付則

- 第21条 本規約の改正は総会において行う。
第22条 本規約は昭和42年4月1日より実施する。
第23条 運営に必要な細則は、別に定める。
昭和51年5月21日、54年6月1日、55年5月29日、56年5月27日、59年5月16日、平成4年3月3日、7年5月8日、8年12月18日、11年11月25日、12年3月8日、14年3月4日、15年3月3日、16年3月10日、18年5月10日、19年5月7日、20年3月6日、21年3月5日、24年3月1日、26年3月4日、27年3月3日、31年3月8日、令和2年3月3日一部改正、